

## はなやか関西シンボルマーク 使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、はなやか関西シンボルマーク（以下単に「マーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱においてマークとは、公益社団法人関西経済連合会（以下「関経連」という。）が著作権を有している別紙のデザイン及びこれらを展開したものをいう。

### (使用承認の申請)

第3条 マークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「はなやか関西シンボルマーク使用承認申請書」（様式第1号）に必要書類を添えて関経連産業部長（以下「産業部長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りではない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

### (使用承認基準)

第4条 産業部長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、「はなやか関西シンボルマーク使用承認書」（様式第2号）及び別に定めるデザインガイドラインを交付するものとする。

2 産業部長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 マークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、産業部長はこれを承認しないこととし、「使用不承認通知書」（様式第3号）を交付するものとする。

一 関経連もしくは滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、福井県、三重県の関西の10府県（以下「関西10府県」という。）の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。

二 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。

三 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合。

四 関経連もしくは関西10府県の事業又は関経連もしくは関西10府県が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合。

五 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。

六 この使用要綱の規定に従わないおそれがある場合。

七 その他承認することが不相当と認められる場合。

(デザイン承認)

第5条 マークのデザインは、前条第1項のデザインガイドラインに沿ったものでなければならない。

2 前条第1項によりマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、「デザイン承認申請書」（様式第4号）にデザイン案及びその試作品等を添えて産業部長に提出し、その承認を受けなければならない。

(無償使用)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、マークを無償で使用させることができる。

- 一 国又は関西10府県所属団体が公共目的で使用する場合。
- 二 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で使用する場合。
- 三 当該使用により関西10府県の各地方公共団体への誘客効果が期待できるとき。
- 四 マークを広告に使用する場合で、当該使用により関西地域への広報効果が期待できるとき。
- 五 その他無償とする公益上の必要があると認められる場合。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用し、他の用途に使用しないこと。
- 二 当該使用に係る商品等の完成見本を速やかに産業部長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- 三 当該使用に係る商品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、産業部長は一切の責任を負わないものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、マークを使用する権利を第三者に譲渡、又は転貸することができない。

(損失補償等の責任)

第9条 マークの使用に係る損失補償等の一切の責任は使用者が負うものとし、産業部長は一切の責任を負わないものとする。

附則 この要綱は、2014年9月1日より施行する。